

平成 25 年 度

田川市行政監査（後期）結果報告  
（補助金等の交付事務について）

田川市監査委員

田 監 第 8 号

平成 26 年 4 月 14 日

田 川 市 議 会 議 長	香 月 隆 一 殿
田 川 市 長	伊 藤 信 勝 殿
田 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長	神 崎 陽 子 殿
田 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	小 島 克 己 殿
田 川 市 農 業 委 員 会 会 長	伊 藤 龍 文 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 小 林 義 憲

平成 25 年度田川市行政監査（後期）結果報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

## 目 次

### 第1 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 監査の目的	1
3. 監査の対象部署	1
4. 監査の範囲	1
5. 監査の期間	1
6. 監査の方法	1
7. 監査の着眼点	1

### 第2 監査の結果

1. 補助金等の概要について	2
2. 補助金等の交付状況について	3
3. 補助金等の交付手続きについて	4

### 第3 指摘事項等

1. 共通の指摘事項	6
2. 個別の指摘事項	9

第4 まとめ	12
--------	----

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しました。

### 2. 監査の目的

市が交付する補助金等は、行政目的を達成するために市の施策を補完する役割を担うものであり、公益上の必要性が客観的に認められなければならない、限られた財源を効果的・効率的に活用する手段としてふさわしいものでなければなりません。

また、社会情勢の変化や時代の変遷による市民ニーズに的確に対応するために、補助金が担う役割やその果たすべき目的が時勢にあったものかどうか、用いる手法が適当なものであるかを検証し、適宜その形態や金額について評価及び見直しを行う必要があります。

そこで、条例、規則、要綱等に基づき、補助金等の交付手続き等が適正に行われているか監査を実施することで、補助金等の実態を把握し、今後の事務の適正化に資することを目的としました。

### 3. 監査の対象部署

全部署

### 4. 監査の範囲

平成24年度に支出された補助金等（一般会計・特別会計は第19節（負担金補助及び交付金）より支出したもの、企業公会計は各勘定科目から支出した負担金、補助金）。ただし、以下については、原則対象外とし、補助金、交付金及び助成金について実査を行いました。

- (1) 国または県の施策に基づき、間接的に市が補助金を支出しているもの
- (2) 公営企業会計に対する補助金として支出しているもの
- (3) 法令等による義務的な負担金として支出しているもの
- (4) 一部事務組合等に対する負担金として支出しているもの

### 5. 監査の期間

平成25年12月9日【月】から平成26年3月5日【水】まで

### 6. 監査の方法

- (1) 補助金等調査表により事前調査を実施。
- (2) (1)の事前調査を基に各所管課への聞き取り調査及び実査の実施。

### 7. 監査の着眼点

- (1) 補助金交付要綱等が整備されているか
- (2) 補助金等の交付手続きは適正に行われているか

(3) 効果的かつ効率的な補助事業の執行に努めているか

## 第2 監査の結果

### 1. 補助金等の概要について

地方自治法（以下「地自法」という）第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されています。

その公益性は、国、県の制度による補助金以外は、各地方公共団体が自らの責任において判断することとなります。

また、補助金等は公金である以上、全ての交付団体及び金額の多少を問わず常に適正化が求められます。

これは、国が規定する「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という）において、「補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされており、この理念は、補助金等の交付事務においても共通の理念として求められるものです。

補助金等の種類については、本市においては、負担金、補助金、交付金、助成金の4つの種類がありますが、適正化法においても、名称については、正確な定義がされておらず、実態に即して、補助金等として一様にその運用に当たることとされています。

※参考「負担金、補助金、交付金、助成金の違い」

#### 負担金

市に一定の義務若しくは責任のある事務について、義務的に負担する給付金をいいます。

#### 補助金

特定の事務または事業を補助するために交付する金銭をいいます。経費の性質は、奨励、助成的な給付金であり、健康福祉、子育て支援、安全安心の確保、産業の活性化、まちづくり等、多くの補助金があります。

#### 交付金

特定の目的をもって交付する金銭を広く指します。義務負担的性格のものも多くありますが、中には助成する目的で交付する助成金的なものもあります。

#### 助成金

特定の事柄に対して助成する目的で交付する金銭であり、予算に基づいて交付されます。経費の性格としては補助金と変わりありません。

### 2. 補助金等の交付状況について

(1) 一般会計

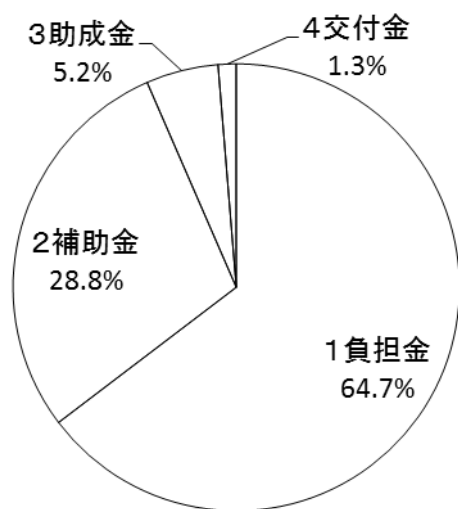
本市の平成 24 年度一般会計における補助金等の総額は約 44 億 6 千 6 百万円（382 件）で、一般会計総額の 17.3%となっています。

そのうち、負担金が件数及び金額ともに最も多く 2,816,805,639 円（247 件）となっています。これは、介護保険広域連合負担金等の広域連合に対する支出が計上されているためです。

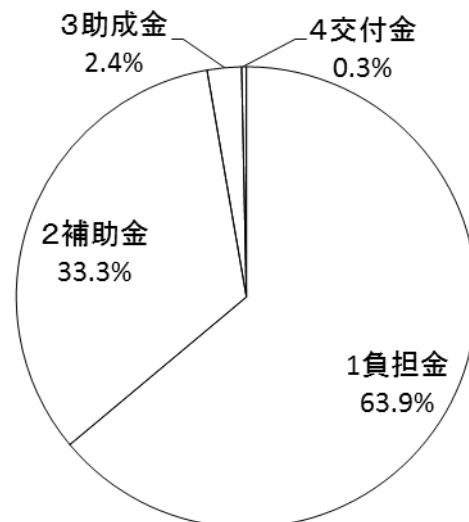
補助金等の交付状況

区分	件数	割合 (%)	金額 (円)	割合 (%)
1 負担金	247	64.7	2,816,805,639	63.9
2 補助金	110	28.8	1,469,082,278	33.3
3 助成金	20	5.2	106,047,872	2.4
4 交付金	5	1.3	14,733,812	0.3
計	382	100.0	4,406,669,601	100.0

件数の割合



金額の割合



## (2) 特別会計等

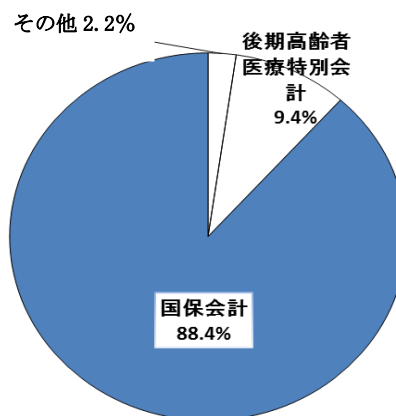
一般会計以外の特別会計及び企業会計の補助金等の総額は約68億9千6百万円で、このうち、国保会計が最も多く6,093,477,001円で全体の88.4%となっています。

これは、国保連合会に対する医療費に要する負担金が計上されているためです。

補助金等の件数及び金額は次表のとおりです。

特別会計及び企業会計の支出状況

会計名	総額(円)	構成比(%)
急患会計	3,773,303	0.1
後期高齢者医療会計	646,498,744	9.4
国保会計	6,093,477,001	88.4
三線会計	136,735,948	2.1
住宅	73,104	0.0
水道会計	13,920,984	0.0
病院事業	2,435,550	0.0
総計	6,896,914,634	100.0



## 2. 補助金等の交付手続きについて

補助金は予算に基づき執行されますが、本市が補助金を交付するにあたり根拠としているのは、「田川市補助金交付規則」です。

この規則において、補助金等にかかる基本的な事項を定め、個別具体的な事項についてはそれぞれ要綱等で定めることを前提としています。

### 田川市補助金交付規則（一部抜粋）

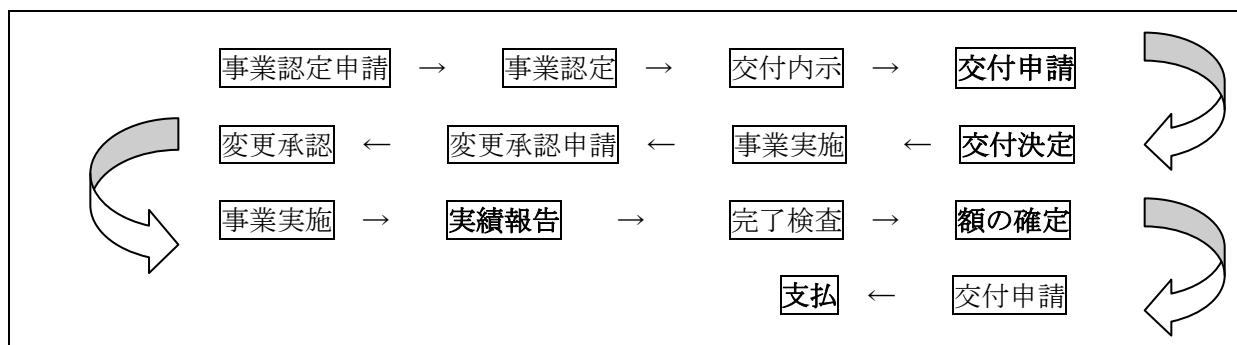
#### (目的)

第1条 この規則は、法令等に特別の定めのあるものを除き、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

#### (委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 補助金の一般的な流れ



### 田川市補助金交付規則（一部抜粋）

#### （補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

#### （補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、事務事業内容及び法令等との関連等必要な審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

#### （実績報告）

第 9 条 事務事業者は、当該事務事業が完了したときは、事務事業実績報告書(様式第 3 号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第 10 条 市長は、実績報告書の審査及び必要な調査を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第 4 号)により、当該事務業者に通知しなければならない。



### 第3 指摘事項等

監査の着眼点に基づいて監査した結果は以下のとおりです。

#### 1 共通の指摘事項

##### (1) 要綱整備の状況

###### ア 個別要綱の策定

要綱とは、行政機関が事務を処理するにあたり、その裁量が認められている部分についてあらかじめ内部で処理基準を定め、その取扱いに差異が生じないように作成するものです。特に補助金等の交付事務については給付事務であり、その取扱いにおいて公正を期する必要性は高く、要綱を作成し、一律の取扱いが求められます。

今回の監査において、個別要綱については、各部署において概ね策定されていましたが、一部の補助金について、策定されていませんでした。

###### イ 終期設定の有無

補助金の支出を漠然と継続することや、妥当性を失った不適当な支出は、行政の信頼を損なうことになりかねず、毎年度交付される団体にとっては、補助金収入が既得権益化されやすく、団体が自立するための阻害要因ともなりかねません。

補助金は、税金等の貴重な財源で賄われるものであり、社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、必要性及び効果等について検証し、期限をもって見直しをすることで、補助金の効果をより高めることが期待されます。

本市では、平成24年6月に「田川市第5次行政改革実施計画」（「経営の質」の向上に向けて）を策定し、この中で、補助金、負担金のあり方における取組として、以下2点の項目を計上しています。

- ・「外部有識者や市民を交え、事業目的、繰越金額、交付目的に照らし、補助金、負担金の額についての検証を行う仕組みを構築する。

担当課：行政改革推進室（現総合政策課）

- ・「サンセット方式」を導入し、「必要、必要はあるけれど何年以内にやめる、この際やめる等についての評価を実施する。」

担当課：財政課、行政改革推進室（現総合政策課）

上記の2点に対する具体的な取組みとして、平成24年度12月までに、「外部組織の設置」及び「サンセット方式の構築」が計上されていますが、今回の監査で実行されていないことが確認されました。

また、各個別要綱の中に、補助金の終期が設定されているものは見当たりませんでした。

## ウ 補助対象経費の明確化

補助対象経費を「事業活動に要する経費」と規定する等、対象経費を広範囲に解釈することが可能で、明確な定めのないものがありました。

対象経費の基準が不明瞭な場合は、補助申請の審査・実績の確認を行う際に、公金の支出として適当であるかどうかの判断が担当部署の裁量によることとなり、誤った解釈や公正・公平な判断に適正を欠く可能性があります。

### (2) 立入り調査の実施について

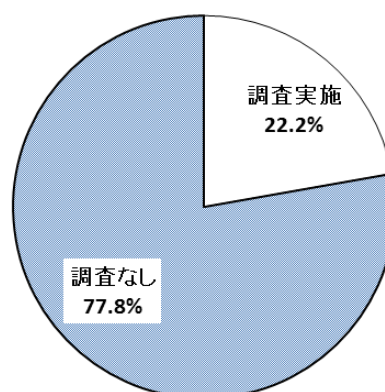
補助金が適正・的確に執行されているかを検証するためには、実績報告書や証拠書類等の確認を行う形式的な審査では十分な確証が得られない場合は、「田川市補助金交付規則第15条第1項」の規定に基づき、交付団体に対する立入り調査を行う必要があります。

今回の監査において、補助金、助成金、交付金について、立入り調査を実施しているのは、全体の22.2%となっており、77.8%が未実施となっています。

### 立入り調査の実施状況

(単位：件)

支出期間	調査実施	調査なし	計
補助金	28	82	110
助成金	1	19	20
交付金	1	4	5
計	30	105	135
構成比	22.2	77.8	100.0



#### 地自法（一部抜粋）

(予算の執行に関する長の調査権等)

#### 第二百二十一条

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

#### 田川市補助金交付規則（一部抜粋）

(立入り調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事務事業者に報告させ、又は職員を関係場所に立入り調査させることができる。

### (3) 剰余金の繰越し

補助金の支出においても会計年度独立の原則が適用されます。補助金は当該事業の履行確認があった日の属する年度において支出すべきであり、運営費的なもの又は事業費補助的なものの区別なく、当該年度に剰余金が発生した場合には、精算行為を行う必要があります。

しかし、剰余金が発生しているにもかかわらず、精算が行われていないものや、繰越金の累積が補助の金額を超えているものがありました。

### (4) 前金払による支出

前金払は、債権者、債権ともに確定しているが、債務履行時期未到来の場合、すなわち、債権金額の確定した債務について、相手方の義務履行前又は給付すべき時期の到来前に支出するものをいいます。

補助金については、法令（地自治法第232条の5第2項、地自法施行令第163条）により、前金払で支出できる経費として定められ、「田川市補助金交付規則」においても、前金払に関する規定が整備されています。

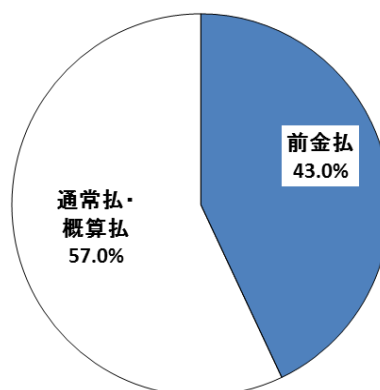
今回の監査において、補助金の支出件数135件のうち、58件が前金払により支出されており、全体の43.0%に達しています。

前金払は、事業の展開にかかわらず、補助金の変動しないため、精算を伴わないものであることから、前金払の限度額を定めるなど、限定的なものとする必要があります。

### 前金払の状況

(単位：件、%)

支出方法	件数	構成比
前金払	58	43.0
通常払・概算払	77	57.0
計	135	100.0



### (5) 会費、出席負担金の見直し

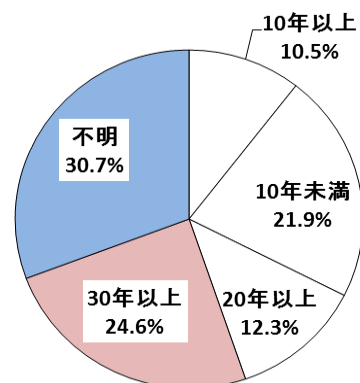
各種協議会への会費的な負担金や研修会等への出席負担金は、負担金全体247件のうち114件で、支出期間の割合が最も高いのは、支出期間が「30年以上」のもので24.6%、次いで「10年未満」のもので21.9%となっています。また、「不明」のもので30.7%となっています。

法令等で負担が義務付けられているものではなく、自治体の任意で支出されているものについては、改めてその意義・効果について検証する必要があります。

### 負担金の支出期間の状況

(単位：件)

支出期間	会費	出席負担金	総計
10年未満	7	18	25
10年以上	8	4	12
20年以上	7	7	14
30年以上	22	6	28
不明	20	15	35
計	64	50	114



## 2 個別の指摘事項 (実査による)

主な指摘事項等は以下のとおりです。

### ア 交付申請について

指摘内容	対象課 (係)	対象補助金
交付申請が遅延している	下水道推進課下水道推進係	浄化槽設置費補助金
	学校教育課学校教育係	社会科見学振興補助金
		生活科補助金
交付申請書が提出されていない	総務課人事係	厚生会交付金
	子育て支援課子育て支援係	障害児保育事業費補助金
	健康福祉課障害社会係	日本赤十字社取扱事務交付金
添付書類が不足している	生涯学習課公民館・スポーツ係	地区公民館建設費補助金
記載内容に不備 (誤り) がある	安全安心まちづくり課防災安全対策室	田川交通安全協会補助金
	環境対策課環境政策係	田川市住宅用太陽光発電システム設置補助金
	健康福祉課障害社会係	献血推進協議会交付金
添付書類の記載内容に不備がある	安全安心まちづくり課市民協働推進係	さわやかまちづくり事業補助金
様式に不備がある	健康福祉課高齢介護係	田川市住宅改造費助成事業補助金
	健康福祉課保健センター	予防接種費用助成金

イ 実績報告について

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
実績報告が遅延している	安全安心まちづくり課市民協働推進係	さわやかまちづくり事業補助金
	学校教育課学校教育係	社会科見学振興補助金
		生活科補助金
		田川市私立幼稚園就園奨励費補助金
世界記憶遺産推進室	田川市世界記憶遺産活用活性化事業補助金	
実績報告が提出されていない	安全安心まちづくり課防災安全対策室	福岡県交通遺児を支える会補助金 消防団運営補助金
	人権・同和対策課人権・同和対策係	地区施設運営費補助金
	健康福祉課保健センター	食生活改善組織活動助成金
	子育て支援課子育て支援係	保育所連盟補助金
	商工観光課商工振興係	小規模事業経営指導費補助金
	農政課農業振興係	田川市畜産物ブランド化推進事業費補助金
	学校教育課学校教育係	学校保健会補助金
	生涯学習課公民館・スポーツ係	全国青年大会出場補助金
	文化課文化係	芸術文化体験事業補助金
添付書類が不足している	生涯学習課公民館・スポーツ係	地区公民館建設費補助金
記載内容に不備（誤り）がある	人権・同和対策課人権・同和対策係	部落解放同盟田川市協議会補助金
	健康福祉課障害社会係	遺族連合会補助金
添付書類の記載内容に不備がある	安全安心まちづくり課市民協働推進係	さわやかまちづくり事業補助金

ウ 補助金の決定について

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
決定通知を行っていない	子育て支援課子育て支援係	障害児保育事業費補助金
	下水道推進課下水道推進係	浄化槽設置費補助金
決定通知の記載内容に不備（誤り）がある	企業・雇用対策課 雇用対策係	公共職業訓練・受験費用等補助金
	建築住宅課住宅政策係	田川市住宅改修工事補助金

エ 補助金の確定について

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
確定通知を行っていない	安全安心まちづくり課防災安全対策室	田川交通安全協会補助金
		保育所連盟補助金
	子育て支援課子育て支援係	障害児保育事業費補助金

	商工観光課商工振興係	小規模事業経営指導費補助金
	建築住宅課住宅政策係	移住・定住住まい助成金
		田川市住宅改修工事補助金
	生涯学習課公民館・スポーツ係	全国青年大会出場補助金
世界記憶遺産推進室	田川市世界記憶遺産活用活性化事業補助金	
確定通知の記載内容に不備（誤り）がある	農政課農業振興係	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金

オ 起案文書について

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
起案文書の記載内容に不備（誤り）等がある	総合政策課政策推進係	福岡県立大学支援事業補助金（秋興祭）
		福岡県立大学共同研究事業助成金
	子育て支援課子育て支援係	保育所連盟補助金
	商工観光課商工振興係	たがわ元気再生振興券助成金

カ 前金払の顛末報告について

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
会計管理者への顛末報告を行っていない	総合政策課政策推進係	福岡県立大学支援事業補助金（秋興祭）
	安全安心まちづくり課防災安全対策室	福岡県交通遺児を支える会補助金
		消防団運営補助金
	人権・同和対策課人権・同和対策係	部落解放同盟田川市協議会補助金
		地区施設運営費補助金
	人権・同和対策課 男女共同参画推進室	たがわ21女性会議活動助成金
	健康福祉課高齢介護係	田川市老人クラブ連合会等活動事業費補助金
		田川市老人クラブ校区補助金
		田川市高齢者ネットワーク推進事業費補助金
		田川市単位老人クラブ補助金
	健康福祉課障害社会係	田川市障害者団体連絡協議会補助金
		筑豊宏済会補助金
		遺族連合会補助金
	健康福祉課保健センター	田川地区原爆被爆者の会助成金
		食生活改善組織活動助成金
	商工観光課商工振興係	小規模事業経営指導費補助金
		筑豊地区中小企業団体連合会補助金
	学校教育課学校教育係	総合的学習補助金
		学校保健会補助金
		田川市私立幼稚園就園奨励費補助金
生涯学習課学習振興・人権教育係	子ども会育成会連絡協議会補助金	
	P T A連合会補助金	
	ボランティアサークル補助金	
	田川市人権・同和教育推進協議会補助金	

		0歳期教育親子教室事業補助金
		田川市青少年育成連絡協議会補助金
	生涯学習課公民館・スポーツ係	地域活動活性化協議会補助金
	文化課文化係	田川文化連盟補助金
		市民文化祭補助金
		伊加利人形保存会補助金
		炭坑節保存会補助金
		春日神社岩戸神楽保存会補助金
		位登地区獅子舞保存会補助金
		芸術文化体験事業補助金
文化振興基金奨励事業助成金		

キ 補助対象に係るもの

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
補助対象外経費が含まれるもの	学校教育課学校教育係	総合的学習補助金
		学校保健会補助金
		陸上記録会出場補助金

ク その他

指摘内容	対象課（係）	対象補助金
その他適正な事務が行われていないもの	健康福祉課高齢介護係	田川地区シルバー人材センター補助金
		介護基盤緊急整備補助金
		田川市住宅改造費助成事業補助金
	健康福祉課保健センター	田川市妊婦健康診査費助成金
	商工観光課商工振興係	たがわ元気再生振興券助成金
	学校教育課学校教育係	社会科見学振興補助金
		田川市私立幼稚園就園奨励費補助金
生涯学習課学習振興・人権教育係	P T A 連合会補助金	

## 第4 まとめ

### 1 補助金等の交付に係る適正な事務処理の確保について

地自法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は援助することができる。」と規定されています。

その公益性は、国、県の制度による補助金以外は、各地方公共団体が自らの責任において判断することになります。

本市の平成24年度の補助金等の総額は、一般会計で約44億6千6百万円、特別会計及び企業会計で約68億9千6百万円となっています。

補助金は、市民等から徴収された税金その他の貴重な財源を基に支出されるものであるため、公正かつ効率的に執行することが求められています。そのためには、交付申請から補助金の確定・精算に至るまでの一連の事務処理を適正に行うことが必要です。

また、補助金が適正・的確に執行されているかを検証するためには、実績報告書や証拠書類等の確認を行う形式的な審査だけでなく、交付団体に対する立入り調査を行う必要があります。

## 2 監査意見・要望等

監査の結果、個別要綱が策定されていないもの、対象経費の基準が不明瞭なもの、精算行為が行われていないもの、交付申請や実績報告等が適正に行われていないものなどが見受けられました。

田川市補助金交付規則において、補助金の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めていますが、さらに各補助金の目的や算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるよう各補助金の個別事情に合った補助金交付要綱を整備する必要があります。

今回の調査で、交付団体に対する立入り調査を実施しているのは、全体の22.2%で、77.8%が未実施となっていました。

また、各個別要綱の中で補助金の終期が設定されているものは見当たりませんでした。補助金は、市の貴重な財源で賄われるものであり、公正かつ効率的に執行することが求められているため、交付団体に対し漫然と支出したり、既得権化してはならないものです。

平成24年6月に策定された「田川市第5次行政改革実施計画」の取組みとして「サンセット方式の構築」を掲げられていますが、目標期限を過ぎているのにもかかわらず実行されていませんでした。担当部署において早急に計画に沿った取組みを行うことを要望します。

地自法第2条第14項によると、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあります。さらに、地方財政法第4条第1項によると、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の経費の限度をこえて、これを支出してはならない。」とあります。担当部署においては、交付団体が適切に事務事業を実施しているかを注視し、当該補助金等の要否について検討することを望みます。

なお、今回個別の指摘事項の対象とならなかった部署においても、同様の見直しや改善検討を要する課題等が存在すると思われるので、各部署においては、改めて適正な措置が講じられるよう、速やかな対応を期待するところです。